

3 指針の基本理念・キーワード

(1) 基本理念

私たちの身の回りには、日本国憲法に定める様々な権利に関わる人権課題が、幅広く存在しています。

本指針では、すべての市民が、家庭、地域、職場、学校、施設、その他あらゆる場において、人としての尊厳が損なわれることなく、自分の人格が尊重され、他人の人格を尊重して、自由で平等な生活を営むことができるよう、一人ひとりがかけがえのない尊い生命（いのち）の主体者であるという、人間尊重を基本的な考え方として、「市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かなぬくもりのある地域社会」の実現に向け、総合的に人権施策を推進することを基本理念とします。

(2) キーワード

本指針では、市政のあらゆる分野において、基本理念に基づいた取組を行うため、次の3つのキーワードに基づき、諸施策を推進します。

じ ゆ う (自由)

だれもが、人として大切にされ、自由に自分らしく生きることができる地域社会の実現をめざします。

このため、市民一人ひとりが、自由にものごとを考え、自由の意義を理解し自ら決定していくことが大切となります。

び ょ う ど う (平等)

だれもが、社会の一員として等しく参加・参画し、個性や能力を十分に発揮できる地域社会の実現をめざします。

このため、市民一人ひとりが、平等に権利を有していることを理解し、お互いの自由や生命を尊重する地域づくりに貢献することが大切となります。

い の ち (生命)

だれもが、尊い生命の主体者として大切にされる地域社会の実現をめざします。

このため、市民一人ひとりが、かけがえのない生命を大切にし、安心して安全に暮らせる地域づくりに貢献することが大切となります。